

柏レイソル アライアンスアカデミー野田ジュニアユース会則

(名称)

第1条 本クラブジュニアユースは、「柏レイソル アライアンスアカデミー野田」(以下本クラブといいます)と称します。

(所在地)

第2条 本クラブ事務局は、千葉県野田市岩名291-1に所在地を置くものとします。

(目的)

第3条 本クラブは、日本サッカー協会の理念に則り、サッカーを通じてその普及および技術の向上を図り、よって心身の健全な育成と正しい理解を深める事を目的とします。

(会員の資格)

第4条 本クラブの会員は、心身ともにサッカーを行うことに適した者でなければなりません。

(法定代理人の同意)

第5条 本クラブの会員になろうとする者は、親権者その他の法定代理人の同意を得なければなりません。

(入会手続き)

第6条 本クラブの会員となる者は、所定の入会申込書に必要な事項を記載し、本クラブ事務局に提出するものとします。

2 前項の入会申込書の提出に際しては、その他本クラブジュニアユースの指定する書面を添付するものとします。提出後、入会金・年会費・保険料を指定する口座に振り込みまたは、事務局へ支払うこととします。

3 本クラブへの入会を希望する者は、本クラブが指定する審査をし、その入会を承認したときは、会員となるものとします。

4 本クラブは、入会を承認しなかった場合を除き、理由のいかんを問わず、納入された入会金等は返還しません。

5 会員は、入会手続きによる所定の必要な事項に変更が生じた時は、すみやかにその旨を本クラブ事務局に届け出ることとします。

(月会費の支払い)

第7条 会員は、本クラブに対し、本クラブが定める月会費およびその他の費用を本クラブに支払うこととします。

2 月会費およびその他費用の支払い方法は、当クラブの指定する預金口座から月々の引落しにより支払うものとします。預金口座引落は、毎月5日に引落となります。

3 引落口座の名義が、御本人及び保護者の名義以外の場合は、必ず口座名義御本人の了解を得て下さい。

4 振替口座を変更する場合は、変更手続き完了までに2・3か月かかる為、すみやかに手続きを行って下さい。

(休会)

第8条 会員は、本クラブに対し所定の休会届を提出することにより、休会することができます。

2 休会については、その都度、会員保護者・コーチ・運営管理担当者により話し合いの上、決定することとします。

3 休会の効果は、本クラブに対して休会届を提出した翌月から生ずるものとします。

4 休会の場合の月会費は、正規の金額の50%とします。

(退会)

- 第9条 会員は、本クラブに対して所定の退会届を提出することにより、退会することができます。
- 2 退会の効果は、本クラブに対して退会届を提出した月の末日をもって生ずるものとします。
- 3 退会届の提出は、退会を希望される月の前月20日までに退会届を提出するものとします。
- 4 退会については、その都度、会員保護者・コーチ・運営管理担当者により話し合いの上、決定することとします。

(除名等)

- 第10条 本クラブは、会員が次号の一にでも該当するときは、会員資格を一時停止し、または、除すことができるものとします。
- ① 月会費等の支払いを滞納し、催告したにもかかわらず納入しない場合。
- ② 本クラブの運営を故意に妨害した場合。
- ③ 本会則または本クラブの定める規則に違反した場合。
- ④ 本クラブにおいて、無断欠席が3ヶ月続いた場合。

(会員たる地位の譲渡禁止)

- 第11条 会員は、その会員たる地位を譲渡することはできません。

(大会・遠征)

- 第12条 会員は、病気その他のやむを得ない場合を除き、本クラブの指定する試合または遠征に参加するものとします。
- 2 本クラブは、前項の大会または遠征に参加する会員に対し、本クラブの定める参加費用の納入を求める場合があります。

(保険)

- 第13条 会員は、本クラブ入会と共にスポーツ安全保険に加入することとなります。
- 2 会員の事故、怪我等の保障は、スポーツ安全保険の保障範囲内で支弁するものとします。
- 3 スポーツ安全保険の加入区分A1に加入します。詳しくは、公益財団法人スポーツ安全協会ホームページ (<http://www.sportsanzen.org>) をご覧ください。

(画像の掲載)

- 第14条 本クラブでは、活動の様子を紹介するためにクラブホームページ・ブログに画像を掲載する場合がありますが、目的以外の画像の利用については法的措置をとる場合があります。

(発効)

- 第15条 本会則は、2010年4月1日より発効するものとします。
- 本会則は、2012年3月31日一部改正され、2012年4月1日より発効するものとします。
- 本会則は、2014年3月31日一部改正され、2014年4月1日より発効するものとします。